

第 3 部

資料

第3部 資料

第4次上里町総合振興計画後期基本計画策定経過概要

年 月 日	項 目
平成 22 年	
9 月	第4次上里町総合振興計画後期基本計画について事務開始
11 月 5 日	基礎調査開始（人口・産業・財政等）、業務確認、スケジュール調整、まちづくりアンケート等について
平成 23 年	
1 月 19 日～	まちづくりアンケート発送 2,022 通
1 月 21 日	町長ヒアリングの実施
2 月 4 日	各課に対し、後期基本計画に向けた各課施策・事業調査を実施
2 月 22 日～	各課ヒアリングの実施
5 月 21 日	平成 22 年度総括及び施策体系全体・全体構成の検討
6 月 16 日	上里町総合計画庁内策定委員会プロジェクトメンバー会議の開催
6 月 21 日～	各課ヒアリング調査の実施
7 月 1 日	後期基本計画（案）の作成
12 月 1 日	各課最終ヒアリングの実施
12 月 9 日	第1回上里町総合計画庁内策定委員会の開催
12 月 12 日	上里町議会全員協議会へ説明
平成 24 年	
1 月 11 日	第1回上里町総合計画審議会の開催
1 月 20 日～	パブリックコメントの実施
2 月 24 日	第2回上里町総合計画審議会の開催
3 月 5 日	第2回上里町総合計画庁内策定委員会の開催
3 月 5 日	上里町総合計画審議会答申
3 月 26 日	第4次上里町総合振興計画後期基本計画の完成

総合計画審議会諮問

総 政 第 2 号

平成24年1月11日

上里町総合計画審議会会長 様

上里町長 関 根 孝 道

第4次上里町総合振興計画後期基本計画の策定について（諮問）

上里町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記案件につきまして貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問案件 第4次上里町総合振興計画後期基本計画（案）の審議について

2 趣旨

平成19年に策定した第4次上里町総合振興計画は10年間の指針ですが、前期基本計画が平成23年度をもって計画期間が満了します。

前期基本計画に基づき、上里町も順調に発展を遂げ、大きな成果もあげてまいりました。引き続き、「人と自然が響きあう“ハーモニーガーデン 上里”」の実現に向け、平成24年度を初年度とする第4次上里町総合振興計画後期基本計画を策定することになりましたので、貴審議会の意見を求めたく、ここに諮問するものであります。

第4次上里町総合振興計画(案)について（答申）

平成24年3月5日

上里町長 関 根 孝 道 様

上里町総合計画審議会
会長 北 山 芳 宣

第4次上里町総合振興計画後期基本計画（案）について（答申）

平成24年1月11日付け総政第2号により諮問を受けた標記のことにつきまして、下記のとおり答申します。

記

当審議会に諮問された第4次上里町総合振興計画後期基本計画（案）は、基本構想に基づき、前期基本計画を検証し、これからの上里町のまちづくりの基本計画を定めたものと認識しています。上里町においては、日々変化する社会経済動向を踏まえ、住民の視点にたち、安全・安心して暮せるまちづくりを推進するとともに、課題についての的確に対応、評価をして、持続可能な自治体経営が求められます。後期期間におきましても、まちの将来像である「人と自然が響きあう“ハーモニーガーデン 上里”」の実現に向け、引き続き住民と行政が一体となって努力していただきたい。

本審議会では、諮問を受けた第4次上里町総合振興計画後期基本計画（案）について慎重に審議をした結果、上里町の計画的なまちづくりの指針を定めるものとして、妥当であると認めます。

第4次上里町総合計画審議会名簿

(順不同・敬称略)

	氏 名	選出区分	備 考
1	荒 井 肇	議会の議員	賀美地区
2	小 暮 敏 美	議会の議員	長幡地区
3	植 井 敏 夫	議会の議員	七本木地区
4	高 橋 仁	議会の議員	上里東地区
5	根 岸 晃	議会の議員	神保原地区
6	川 田 博 享	教育委員会の委員	委員長
7	笠 原 六 郎	農業委員会の委員 (公共団体等の役職員)	会長 (JA 埼玉ひびきの)
8	千 葉 貞 男	公共団体等の役職員	区長会長
9	高 橋 正 行	公共団体等の役職員	商工会長
10	植 井 孝 男	公共団体等の役職員	民生・児童委員 協議会長
11	丸 山 和 也	公共団体等の役職員	体育協会長
12	小 暮 照 子	公共団体等の役職員	SALA上里代表
13	清 水 幸 雄	公共団体等の役職員	公民館長代表
14	國 廣 由香里	公共団体等の役職員	上里町 PTA 連合会 (上里町北中 PTA 会長)
15	松 本 健 治	公共団体等の役職員	労働団体代表
16	黒 澤 順 子	公共団体等の役職員	農業女性会議所会長
17	北 山 芳 宣	学識経験を有する者	(前区長会長)
18	岩 田 博 子	学識経験を有する者	(元上里東小学校教諭)

第4次上里町総合計画庁内策定委員会委員名簿

職 名	委 員
副町長(委員長)	高 野 正 道
教育長(副委員長)	山 下 武 彦
総務課長	戸 矢 隆 光
総合政策課長	石 原 秀 一
税務課長	福 島 雅 之
町民環境課長	木 村 隆 之
福祉こども課長	関 根 健 次
老人福祉センター所長	山 田 和 雄
健康保険課長	高 杯 一 美
まち整備課長	岩 田 貞 祐
産業振興課長	吉 田 雅 幸

職 名	委 員
下水道課長	豊 田 昇
人権共生課長	河 野 光 彦
会計課長	島 田 講 治
議会事務局長	横 尾 邦 雄
学校教育課長 (学校建設室長)	山 口 正 彦
学校教育指導室長	福 嶋 慶 治
生涯学習課長	庄 邦 雄
中央公民館長	清 水 澄 雄
図書館長	坂 本 勝 男
郷土資料館長	外 尾 常 人
水道課長	飯 塚 邦 男

第4次上里町総合計画庁内策定委員会プロジェクトチーム名簿

職 名	氏 名
総務課 庶務係係長	山 田 隆
総合政策課 財政係主任	檜 原 香 英
税務課 収税係主任	根 岸 智 也
町民環境課 課長補佐	飯 塚 好 一
福祉こども課 社会福祉係主任	須 藤 秀
健康保険課 介護いきいき係主任	井 出 康 之
まち整備課 建設管理係主任	間々田 亮
産業振興課 農政商工係主査	望 月 誠
下水道課 下水道係主任	星 野 繁 文

職 名	氏 名
人権共生課 人権推進係主任	新 井 正 人
会計課 会計用度係係長	関 口 洋 子
議会事務局 議事庶務係主任	戸 矢 信 男
学校教育課 課長補佐	飯 塚 早 苗
生涯学習課 生涯学習係係長	須 長 正 実
生涯学習課 公民館係主査	高 井 章 一
図書館 図書館係主任	岩 田 昌 士
郷土資料館 文化財係係長	丸 山 修
水道課 業務係主任	橋 本 俊 明

上里町総合計画審議会条例

昭和45年9月1日
条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、上里町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うため、上里町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 公共団体等の役職員
- (5) 学識経験を有する者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、その委員は退職するものとする。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会にその所掌事項の調査及び審議のため必要があるときは、専門部会を設けることができる。

(専門員)

第8条 審議会に専門員を置き、専門の事項を調査させることができる。

2 専門員は、町及び関係行政機関の職員のうちから町長が任命する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、町長の定める機関において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上里町総合計画庁内策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項の規定による上里町基本構想等を策定するため、上里町総合計画庁内策定委員会(以下「庁内策定委員会」という。)を設置する。

（所掌事項）

第2条 庁内策定委員会は次の事項について研究・協議等を行うものとする。

- (1) 基本構想の策定に関する事項
- (2) 基本計画の策定に関する事項
- (3) その他必要な事項

（組織）

第3条 庁内策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもつて組織する。

2 委員長は、副町長をもつて充て、副委員長は、教育長をもつて充てる。

3 委員長は、委員会の事務を総理し、副委員長は委員長を補佐する。

4 委員は、課長の職にある者をもつて充てる。

（プロジェクト・チーム）

第4条 庁内策定委員会に専門的事項を担当させるため、必要に応じプロジェクト・チームを置くことができる。

2 プロジェクト・チームは、上里町プロジェクト・チームの設置基準に関する規程（平成10年訓令第1号）の規定による設置とする。

（会議）

第5条 庁内策定委員会は委員長が招集し、委員長が議長を務める。

（庶務）

第6条 庶務は、総合政策課が行う。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、公布の日から施行する。